

第 1 回南庄内合併協議会 会 議 録

期 日 ： 平 成 1 6 年 1 1 月 9 日 (火)

会 場 ： 藤 島 町 中 央 公 民 館

第1回南庄内合併協議会 会議録

日 時 平成16年11月9日(火)午前10時06分~
会 場 藤島町中央公民館 大ホール
次 第

委嘱状の交付

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

(1) 報告事項

- ア 報告第1号 南庄内合併協議会規約について
- イ 報告第2号 南庄内合併協議会会長、副会長及び監査委員の選任等について
- ウ 報告第3号 南庄内合併協議会事務局規程について
- エ 報告第4号 南庄内合併協議会財務規程について
- オ 報告第5号 南庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

(2) 協議事項

- ア 議案第1号 南庄内合併協議会会議運営規程について
 - イ 議案第2号 南庄内合併協議会会議傍聴規程について
 - ウ 議案第3号 南庄内合併協議会運営小委員会設置要綱について
 - エ 議案第4号 南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会設置要綱について
 - オ 議案第5号 南庄内合併協議会専門小委員会設置要綱について
 - カ 委員の専門小委員会所属について
 - キ 議案第6号 平成16年度南庄内合併協議会事業計画について
 - ク 議案第7号 平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出予算について
 - ケ 今後の合併協議について
 - コ 合併の基本4項目の取扱いについて
 - ・合併の方式について
 - ・合併の期日について
 - ・新市の名称について
 - ・新市の事務所の位置について
 - サ 新市建設計画について
 - シ 事務事業調整について
- 4 そ の 他
 - 5 閉 会

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名		
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	羽 黒 町	議長	山口 猛	
副会長	藤島町長	阿部 昇司	委 員		議員	富樫 栄一	
副会長	羽黒町長	中村 博信	委 員		識見を有する者	呼野 祝二	
副会長	櫛引町長	難波 玉記	委 員		識見を有する者	高橋 澤	
副会長	朝日村長	佐藤 征勝	委 員	櫛 引 町	議長	菅原 元	
副会長	温海町長	佐藤 正明	委 員		議員	安野 良明	
副会長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員		識見を有する者	長南 源一	
副会長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者	前田 藤吉	
委 員	鶴 岡 市	議員	斎藤 助夫	委 員	朝 日 村	議長	進藤 篤
委 員		議員	本城 昭一	委 員		議員	井上 時夫
委 員		助役	芳賀 肇	委 員		識見を有する者	田村 作美
委 員		識見を有する者	大瀧 常雄	委 員		識見を有する者	渡部 長和
委 員		識見を有する者	竹内 峰子	委 員	温 海 町	議員	富樫 栄一
委 員		識見を有する者	菅原 一浩	委 員		識見を有する者	齋藤 金一
委 員		議長	齋藤 久	委 員		識見を有する者	佐藤喜久子
委 員	藤島	議員	押井 喜一	監査委員	朝日村監査委員		難波 鉄雄
委 員	町	識見を有する者	伊藤 忠	監査委員	羽黒町監査委員		清野 均

会長・委員 32名 監査委員2名

欠席委員 富樫 達喜委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	羽黒町企画商工課長	金野 和夫
〃 総務課長	石塚 治人	櫛引町市町村合併対策室合併対策主幹	佐久間忠勝
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	土田 宏一
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右エ門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	今野 勝吉	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正	主事	伊藤 弘治

○**芳賀 肇事務局長** 最初に、会議に先立ちまして、委嘱状の交付を行わせていただきたいと思います。会長より交付していただきますので、順次お席のところでお受け取りくださいますようお願いを申し上げます。

(委嘱状交付)

1 開 会(午前10時06分)

○**芳賀 肇事務局長** それでは、ただ今から第1回南庄内合併協議会を開会いたします。私、事務局長をしております芳賀と申します。ひとつよろしくお願い申し上げます。

2 会長あいさつ

○**芳賀 肇事務局長** 初めに、会長にごあいさつをお願いいたします。

○**富塚陽一会長** 庄内南部地区の6市町村によります南庄内合併協議会の設立を議決していただきまして、発足に相なりました。きょうは、その初会合であります。初会合に当たりまして、それぞれ協議会の委員をお願いする方々並びに監査委員をお願いする方々にご委嘱を申し上げまして、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。前回の協議会に引き続きお願い申し上げている方々が大半であります。櫛引町の遠藤委員さんから安野委員さんにお替わりになりまして、安野委員さん、どうぞよろしくをお願いいたします。そんなところでお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。これまでのご労苦に改めて感謝を申し上げながら、またこれからのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

これまでの経過につきましては、皆様ご高承のとおりと思いますので、申し上げることは差し控えさせていただきますけれども、前回の26回にわたる協議会の開催におきまして、合併に向けての所要の課題についてご熱心なご協議をいただき、一定の方針、内容、協議事項が相調ったことはご高承のとおりでございます。さらにそれを踏まえて、各構成市町村並びにきょうお集まりの協議会の方々に、26回の協議会の席上で伺いましたわけではありますが、これからは6市町村でぜひ合併に向けて、しかも合併特例法に定めているせっきくの措置を有効に活用するという期限を見据えながら、しっかり対応していくべきであろうというふうなご進言も頂戴をし、市町村長もそのようなことで議会に議案をお諮り申し上げて、先ほど申し上げたとおり、各議会におきまして、活発なご論議をなさった結果というふうに伺っておりますけれども、すべてそろってこれはぜひ実行するよにということでも可決をしていただきましたこと、こもごも深く敬意を表し、またその責任の重大さを感じながら、本協議会に私も臨ませていただいた次第でございます。どうぞ皆様によろしくお願いを申し上げたいと存じます。

きょうは、事務局のほうで、新しい協議会の発足に伴い、必要な諸手続に関する決まりをご承認いただくようなことなどを含めまして、また基本的なことにつきまして

はこれまで26回にわたる皆様方の討議、協議の結果を尊重し、当然真剣にご協議をいただいたところでございますので、それは本当に貴重な結果でもありましたので、それを踏まえて南庄内の合併協議会のこれからの決めるべき内容についてご提案申し上げることとなりますので、どうぞよろしくご協議を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

なお、協議の中でまた申し上げることといたしたいと思いますが、高い席から大変恐縮でありますけれども、まずこの協議会の運営に当たる会長、副会長についてであります。これも規定に基づきまして各市町村長の協議によって決めるというふうなことに相なっておりますが、私も誠にふつつかながら、運営についてもいろいろご批判もいただきながら、ご指導いただきながらまいりましたけれども、引き続きやるよというお話もありましたので、微力を尽くして頑張りたいというふうに思いますので、何とぞよろしくようお願い申し上げたいと存じます。

なおまた、これも後ほど改めてご理解をいただくべくお話申し上げようと思っておりますが、本席副会長の形で従来に引き続き鶴岡市議会の議長、それと町村議会の議長さんの代表として温海の議長さんに副会長になっていただいたほか、構成市町村の町村長さんを副会長にすべてお願いをするということにいたしたい、こういうことでございますが、その理由は決して権限を首長に集中する、権限の強化という意味は全くなくて、私の気持ちはむしろ逆でありまして、これまでの重要案件については、基本的なことは大方論議し、そしてまたもちろんこの協議会で足りないところは十分協議をしていただくことは当然でありますけれども、全体の流れからいたしますと、相当執行機関において専門的に議論すべき組織体制のありようとかも含めて、非常に具体的に細かいところの大詰めの段階に入って、そういうレベルの作業の詰めが必要な段階になってきているというふうに私は思っておりますし、その意味で執行部の代表としてそれぞれ市町村長が責任を持って、これまでも十分責任を果たしていただいたわけですが、より執行サイドに立って、そして委員の皆さんのご意見をお伺いしながら、遺漏のないように執行体制の確立、再編成に努める、そういう責務をさらに具体的な形で執行する、そのための新たな体制づくりというか、責任の明確化、今までより一層そういう役割を果たしていただくべしというようなことも含めてお願いを申し上げているということをご理解いただきたいと思います。ともどもこれまでと同様に協議会では参加していただきますけれども、そのような含意でありますので、どうぞご理解を賜りますように。とにかく独走なんていうことは決してありませんので、十分ご協議をいただきながら、執行機関が執行機関なりの責任をさらに重く受け止めて果たしていこうという決意の表明として、ご理解をいただくようお願い申し上げたいと存じ、このことは後ほどまた申し上げたいと思っておりますけれども、よろしくようお願い申し上げたいと思っております。

きょうは、大変ご多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。そんなところでございますので、どうぞよろしくお話をいたし、以下事務局に進行させますので、よろしくお話をいたします。ありがとうございました。

3 議 事

(1) 報告事項

ア 報告第1号 南庄内合併協議会規約について

○芳賀 肇事務局長 それでは、議事に入らせていただきます。

議長を会長にお願いいたします。

○富塚陽一会長 それでは、報告事項から入らせていただきます。

報告事項のAについて、報告第1号、どうぞ。

○佐藤智志事務局長 それでは、報告第1号の南庄内合併協議会規約についてでございますけれども、お手元の式次第の3ページから7ページまでとなりますので、お聞き願いたいと思います。

合併協議会の規約についてでございますけれども、ただ今冒頭会長からごあいさつありましたとおり、南庄内合併協議会の設置につきましては、去る10月28日及び11月4日にそれぞれ市町村議会が開催をされまして、審議が行われたところでございますけれども、すべての市町村議会において同意をいただいたところでございます。この規約は、その際議会に提案をいたしまして、承認もいただいている内容でございますけれども、議会の議決を受けまして、改めまして構成市町村長におきまして、規約の確認と設立趣意書が作成、承認をされているものでございます。

それでは、5ページのほうを最初お聞き願いたいと思いますけれども、南庄内合併協議会規約であります。第1条は協議会の設置でありまして、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の6市町村でありますけれども、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、合併協議会を設置するものであります。

第2条におきまして、名称を南庄内合併協議会と定めるものでございます。

第3条以下に協議会の担任する事務、協議会の事務所、組織、会長及び副会長、委員、会議の運営、6ページのほうにまいりまして、小委員会の設置でありますとか、事務局の設置などについて規定いたしておりますけれども、これまでと同様の規定といたしておりますので、詳細の説明につきましては省略をさせていただきます。

附則におきまして、本日より施行するといたしているものでございます。

次に、恐縮ですが、3ページにお戻りいただきまして、設立趣意書につきまして読み上げまして、報告をさせていただきます。

南庄内合併協議会設立趣意書。今日まで、南庄内6市町村は今後の中長期的に予想される変革の中で、極めて重い大きな課題に直面しているとの共通の認識にたち、市町村合併問題に真剣に取り組んで来ました。それは、一つには人口の少子高齢化が避けられないことであり、住民のニーズは質的、量的に多様化、高度化することが予想されるからであります。二つにはこのこととも関連して、当地域が心の豊かさ、本当

に生き甲斐がもてる地域であるにも拘わらず、地域の活力低下や財政の窮迫に直面していることでもあります。また、国全体として地方分権が大きな課題として進められています。こうした情勢の中で、市町村は住民に最も身近な行政主体として、これまで以上にこれらの課題に対し真剣に、厳しく取り組まなければならない状態に置かれています。合併は、こうした課題を克服するために、市町村が協力して行政体制を再編成し、高い政策能力を得て自立性、自治性を更に強化し、後世に悔いのない地域づくりを推進する極めて有効な手段と考えているものであります。

こうした認識にたち、6市町村は、市町村議会の同意を得て、お互いに信頼、尊重し合い、適切な協議を進めるため、南庄内合併協議会を設立します。合併協議会では、これまでの経過を踏まえ、合併特例法に定める新市建設計画の策定や、諸協議項目について速やかに最善の結論を得るように努めます。

市町村議会、住民の皆様のご温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申しあげ、設立の趣旨と致します。

以上ご報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○**富塚陽一会長** 報告第1号、以上のとおりであります。何かご質問等ございましたらどうぞ。

○**富樫栄一委員** 温海の富樫でございますが、この規約の中で設置、「鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海」というのは、郡が違うから、「及び」と言っているのか。「朝日村及び温海」とあるのですけれども、なぜ「及び」なのか。郡が違うから、「及び」なんですか、その辺を。

○**佐藤智志事務局次長** ただ今のご指摘でございますけれども、一般的な法令執務上と申しますか、こうした法令上の文言を作成する場合の表現の仕方で一般的にこういう規定と申しますか、準則等がありまして、そのようにさせていただいております、別にそういう今ご指摘のような趣旨ではございませんで、あくまでも法令執務上の技術的な表現ということにさせていただいておりますので、その点配慮足りなかったということであれば、なおご指摘賜りたいと思います。

○**富樫栄一委員** 実は特別委員会の中でもこれ問題になりまして、苦慮した関係もありますので、何か外れるのかなというような感じもします。鶴岡市はいいですけども、東田川郡全部あれで、西田川郡だけ「及び」がつくというのはちょっと変なのではないかと。

○**富塚陽一会長** 取れるなら取ればいいじゃない。

○**佐藤智志事務局次長** これは、一応本日から施行するということで議会のほうにも提

案させていただいた内容でありますけれども、この場合につきましては、大きな訂正でもないかと思っておりますので、各市町村議会にも報告をしながら、後ほど適切に措置をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○**富塚陽一会長** 議決について支障がなければ十分そこら、気持ちわかりますので、善処させます。

ほかにどうぞ。

○**富塚陽一会長** なければ、この規定は一応議会に提案させていただいておると思しますので、ご承知と思っておりますけれども、じゃこれはこれでご承認いただけますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

イ 報告第2号 南庄内合併協議会会長、副会長及び監査委員の選任等について

○**富塚陽一会長** 次に、報告第2号であります。南庄内合併協議会の会長、副会長及び監査委員の選任についての報告でございますが、まず規約によれば市町村長が決めるということにはなっておりますが、先ほどもごあいさつ申し上げましたが、微力ですけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、副会長さんにはこれまでと同様に議会サイドからのご意見、それから私ども首長などに対する指導などを含めて、榎本議長さんと温海の佐藤議長さんに引き続き副会長さんをお願いし、難波監査委員さん、清野監査委員さんには引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げます。その他の副会長さんにつきましては、冒頭申し上げましたように、構成団体の町村長全員をもって充てることにさせていただきたいと思っております。趣旨は、先ほど申し上げたとおり、大変細かな実務的なものに対する大詰めの段階にも来ているし、執行機関に近い立場で町村長さんに、これまでも一生懸命やっていただきましたけれども、さらにそれぞれの立場で副会長さんとして役割を果たしていただくべくそのようなことで、一部の委員さんからもこの際市町村長そういう立場でやったらどうかというようなご意見もありましたので、そのようにさせていただいたわけでありましたが、その件について...

どうぞ。

○**佐藤正明委員** ただ今の報告2号について私からも発言をさせていただきたいと思っております。

先の7市町村による南部地区の合併協議会の際には、私、町村を代表しての副会長というようなことであつたわけでありましてけれども、私の力不足ということも否めな

いと思い、深く反省しているところであるわけでありませけれども、皆さん方にも大変ご心配をかけ、そしてご迷惑をおかけしたことだろうなと思っております。したがって、先ほど会長のほうから新たな体制というようなことでの説明があったわけでありませけれども、それぞれに私ども団体の執行権者として、そしてこの協議会の提案権者としての責務ということをも考え、そしてなおかつ期限というものが迫っている、こういう状況の中で、より一層それぞれの市町村の住民の皆さんに私どもの責任ということが明確にわかるのではないかなというふうにも思っておりますし、南庄内という新たな協議会がきょう立ち上げになるわけでありませけれども、この際、私はそれぞれの首長の皆さん方から副会長という任を担っていただきながら、万全の体制で改めてこの南庄内の協議会ということをしてひ成就したいなという思いもございませるので、どうかその辺のところ、先ほどの会長の説明と合わせて皆さん方からご理解をいただきながら、ご協力、ご尽力を賜ればと思うところではございませるので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○**富塚陽一会長** ただ今温海の町長さん方からご発言ありませたとおり、何とぞよろしくご承賜りませようにお願ひいたします。

何かご意見ございませでしょうか。

○**富塚陽一会長** なければそのようなことでは精いっぱいやらせていただきますので、なおいいろいろご指導、ご鞭撻を賜りませようにお願ひ申し上げます。

ウ **報告第3号 南庄内合併協議会事務局規程について**

エ **報告第4号 南庄内合併協議会財務規程について**

オ **報告第5号 南庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について**

○**富塚陽一会長** 次に進みます。

報告第3号、これから報告5号まで三つの項目について。じゃ、事務局どうぞ。

○**佐藤智志事務局次長** それでは、お手元の資料の11ページをお願ひいたします。

報告第3号 南庄内合併協議会事務局規程についてではございませますが、このことにつきては、規約第12条第2項の規定によりませして、事務局の所掌事務でありますとか、職員、幹事会、専門部会など事務局の運営に必要な事項を定めたものでございませます。13ページにそれぞれ幹事会の構成、あるいは専門部会の構成等を定めておられますが、これまでと同様の規程にいたしておられますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、15ページ、報告第4号でありますが、南庄内合併協議会財務規程ではございませます。このことにつきては、規約第15条の規定に基づきては、合併協議会の歳入歳出予算、出納、決算など財務に関しまして必要な事項を定めたものでございませます。

引き続き17ページであります。報告第5号 南庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等についてでありますけれども、規約第16条第2項の規定に基づきまして、委員等の報酬日額及び費用弁償等について定めたものであります。これらは、いずれも従前と同様の内容にいたしておりますので、詳細の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上ご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○**富塚陽一会長** 全く事務的な運営の規程のようではありますが、何かご質問ございましたらどうぞ。

前協議会と同様のものでありますので、ご了承いただけますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項の説明を申し上げてご了承いただいたことといたします。

(2) 協議事項

ア 議案第1号 南庄内合併協議会会議運営規程について

イ 議案第2号 南庄内合併協議会傍聴規程について

ウ 議案第3号 南庄内合併協議会運営小委員会設置要綱について

エ 議案第4号 南庄内合併協議会議会議員定数等検討小委員会設置要綱について

オ 議案第5号 南庄内合併協議会専門小委員会設置要綱について

カ 委員の専門小委員会所属について

○**富塚陽一会長** 次に、協議事項に入らせていただきます。

議案第1号 南庄内合併協議会会議運営規程についてからカの委員の専門小委員会の所属についてまで、議案5件とその他、委員の専門小委員会所属についてまでの案件につきまして、一括ご説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

○**石塚治人事務局総務課長** これから申し上げます議案の規程、要綱、いずれも前の庄内南部地区合併協議会においても持っておりましたものでありますので、前のものと異なる点、これを中心にご説明申し上げます。詳細は省略をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの報告事項でご説明申し上げました規程と違ひまして、この協議会に諮って定めるといった内容のものがこの協議事項になります。

19ページをお開き願います。議案第1号 南庄内合併協議会会議運営規程でございます。これは、前のものと同内容でございます。

21ページにまいりまして、会議の傍聴規程、これにつきましても、前の協議会のものと同内容でございます。

また、お聞きいただきまして、23ページにまいりまして、議案第3号 運営小委員会の設置要綱でございますが、第1条中で協議会会長及び副会長を委員とする運営小委員会を設置するというふうにしております。前の協議会の要綱では、ここが会長、副会長及び市町村長を委員とするというふうになっておりましたけれども、今回町村長全員が副会長に選任ということになりましたので、これに合わせた規定にしているというものでございます。

また、お聞きいただきまして、25ページですが、議案第4号 議会議員定数等検討小委員会設置要綱につきましてですが、所掌事項、第2条の第2号、その他、議会に関し必要な事項という規定を入れております。これにつきましては、前の協議会で議員定数等の合意が2月にあったわけでありましてけれども、その際今後ほかに議会に関して必要な事項があれば協議をするといったようなことの申し合わせがございましたし、運営小委員会におきまして、その点承認がされております。ただ、結果的に協議がそこまで至らず、規定の整備もいたしていなかったといった状態でございます。今回の要綱では、あらかじめこれに対応する規定を入れたというものでございます。

27ページの議案第5号 専門小委員会の設置要綱でございます。前の要綱と異なっておりますのが下のほうの別表であります。委員の定数欄、この数でございますが、前の協議会では第一、第二、第三の三つの小委員会とも10名ずつということでございましたけれども、それぞれから三川町の委員数を減じて8名、9名、9名としたものでございます。

最後に裏面の28ページであります。委員の専門小委員会所属についてということでございます。名簿に記載のとおり所属とさせていただきたいというものでございます。各委員には、前の協議会と同じ所属ということでお願いしたいものでございますし、新たに委員となられた櫛引町の安野委員には、これまでの遠藤委員と同じ第二小委員会所属ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

○**富塚陽一会長** 大変盛りだくさんの内容のはずです。簡潔な説明になりましたが、前協議会の内容と同じということで、横着だったかもしれませんが、どうぞ何なりとご質問、ご意見を出してください。よろしいでしょうか。何かないでしょうか。

○**富塚陽一会長** それでは、議案第1号から第5号並びに、大変僭越でありましたけれども、委員の専門小委員会の所属につきましても、具体的にご提案申し上げて申しわけありません。そんなことで含めてご了承いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○宮塚陽一会長 ありがとうございます。

キ 議案第6号 平成16年度南庄内合併協議会事業計画について

ク 議案第7号 平成16年度南庄内合併協議会歳入歳出予算について

○宮塚陽一会長 それでは、続いて、この次は16年度の事業計画と予算につきまして、議案第6号、第7号について、事務局。

○石塚治人事務局総務課長 まず、29ページの議案第6号の事業計画についてご説明申し上げます。

1、事業実施の基本としまして、合併特例法に基づきまして、構成6市町村の信頼関係に立って公正、適切に協議し、速やかな結論を得るとともに、新市への円滑な移行のため、必要な準備作業を遺漏なく実施できるよう、最大限努力するとしたところでございます。

2の会議の開催につきましては、協議会、小委員会等の会議を適宜開催してまいりますが、協議会は合併協定の調印前には精力的に開催しまして、その後は必要に応じて開催してまいりたいというふうに思っております。

建設計画の作成につきましては、これまでの経過を踏まえて、専門部会での整理、また小委員会、協議会での協議を行って計画を作成するというところで考えておりますが、定められているものとしまして、県との協議、作成後の計画の公表、県、国への計画の送付等の手続を行ってまいります。

4の調整事項の協議につきましては、これもこれまでの経過を踏まえて基本項目や合併特例法に定める事項、事務事業などについて専門部会等で整理をし、小委員会、協議会で協議をしましてまいりますということでございます。

5の新市発足の準備につきましては、基本的には各市町村が合併の準備作業を行うことになるものではありますけれども、協議会としましても新市への移行のための事前の事務処理、準備作業、こういったものが遺漏なく実施されるよう、市町村と必要な協議を行ってまいります。

6の住民への情報の提供につきましては、これまで同様協議会だよりを発行して全戸に配布するとともに、ホームページによりまして、協議状況、会議資料、会議録を公開してまいります。

最後に7、合併の記録の整理等につきましては、合併の関係書類を新市に引き継ぐため、その整理を行うというものでございますけれども、合併協議の進行状況を見ながら、今年度においても作業は進めてまいりたいということでございます。

次に、31ページの議案第7号の予算につきまして申し上げます。

総額で1,280万円でございます。歳入では、市町村の負担金は前の協議会同様に人口に応じて算出したしまして、内容欄に記載の額をお願いするものでございます。県から頂戴する交付金は500万円ということでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、報酬が125万2,000円でありますけれども

も、会議開催の際の委員報酬ということで、協議会としては6回、議会議員の定数等検討小委員会2回、専門小委員会2回分の報酬を見積もったものでございます。共済費と賃金合わせた約188万円は、事務局臨時職員の任用経費ということでございます。需用費では、事務作業、また会議資料作成のための消耗品の関係が275万円ほど、また協議会日より、建設計画の印刷製本、こういったもので320万円といったものが主なところでございます。協議会日より、年度内で3回分の発行費用を見積もっております。委託料は、ホームページの開設費用、また会議録の作成費用でございます。あと使用料、賃借料ということで、会議の会場使用料、また事務局のパソコン等のリース料等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**宮塚陽一会長** 事業計画と歳入歳出予算についてのご提案を申し上げました。どうぞご質問、ご意見ご遠慮なく。いろいろ各町村におかれましても、途中の予算補正とかご苦勞をおかけをいたしまして、ありがとうございました。

ご異存なければ、この事業計画並びに予算で具体的な協議活動に入らせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**宮塚陽一会長** ありがとうございます。

以上で大体協議会の運営にかかわる諸ルールをお決めいただいたわけであります。

ケ 今後の合併協議について

○**宮塚陽一会長** 次に、具体的な協議の内容に入らせていただきます。

今後の合併協議について、事務局。

○**佐藤智志事務局次長** それでは、今後の合併協議につきまして、ご説明とご提案をさせていただきます。

このことにつきましては、今後の合併協議会における協議の基本的な進め方につきまして、事務局としての考えをお諮りさせていただくものでございます。

それでは、読み上げまして、提案説明をさせていただきます。

合併協議会は、規約第3条により構成市町村の合併に関する協議、新市建設計画の作成及び構成市町村の合併に関し必要な事項を担当することとしています。これらのうち、新市建設計画については、これまでの協議において構成市町村の振興計画や地域特性、施策の経緯等に十分配慮して、全体的に共通する将来像、基本計画として策定しました。また、調整事項についても、構成市町村の個別事情に出来るだけ配慮して、公平、公正な調整を進めました。このように諸協議項目については、これまでの協議において自由な協議を重ね概ね合意が得られた事項であり、その基本を変更する

ことなく、十分に適切なものになっていると考えられます。このため、今後の合併協議については、諸協議項目全般に亘って変更の必要な項目、内容を精査することとして進めます。

個別事項であります。1、基本4項目についてでございます。

これまでの協議において、合併の方式、新市の事務所の位置については、異議なく合意され、合併の期日については、現行合併特例法の枠組みの中で、事務的な準備期間に配慮することで合意されています。また、新市の名称については、構成市町村の意見や住民の提言はがきの結果等を踏まえ、これまで数次にわたる協議を重ね概ね合意が得られました。協議会においては、基本4項目に係るこれまでの協議経過を尊重し協議を進めたいと考えております。

裏面であります。2の建設計画の作成についてでございます。

これまでの建設計画のビジョンや主な施策等は、構成市町村の振興計画や提言を最大限尊重し、地域特性にも十分配慮するとともに、専門小委員会における協議をつくり策定しました。このため、改めて、事務局において修正等の必要な項目、内容を精査したところ、基本的な内容については今後においても採用できる適切なものと考えられ、協議会の名称変更等に伴う字句の修正や、財政計画の変更、主要指標のデータ入替えなどを行うこととします。協議会には、これらについての修正後の建設計画案を提出し協議を進めていただきます。

3の調整事項の協議であります。調整事項についても、これまでの協議において、構成市町村における施策・制度等の経緯や、公平・公正な取扱い、住民生活に対する影響などを考慮し、拙速な調整措置を講じないで、十分な経過期間を設けることとしました。新市においても、地域審議会の意見を踏まえるなど、慎重な協議が進められることとなります。こうした経過、見通しを踏まえ、事務局において改めて全項目にわたって点検、検討を行いました。以下に述べる項目を除きまして、調整事項、内容に大きな変更はないと考えられます。協議会には、下記を除く必要な修正後の調整案を提出し協議を進めたいと考えております。

次のページの4の議会議員・農業委員の定数等の取扱いについてでございますが、議会議員・農業委員の定数及び任期の特例の取扱いについては、これまでの経過を尊重しながら、議会議員定数等検討小委員会及び構成市町村農業委員会会長会議で審議いたします。

5の一部事務組合等の取扱いについてであります。鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合、月山水道企業団及び共同設置の庄内南地区介護認定審査会については、いずれも住民生活に大きく係わる事務の共同執行であることから、関係市町村長が対応方針を協議いたします。

6の今後の協議の進行についてであります。法が定める諸協議項目等の調査、協議を進めるため、随時、各種会議を開催します。これらの協議のうち、合併協定に関わる事項については今月中に大綱を確認し合意に努めることとします。なお、協議会はその後においても合併まで詰めるべき協議を進めるため開催するものとしします。

以上でございますが、つけ加えさせてご案内させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げました建設計画、それから調整事項の修正案についてでございますが、これらにつきましては、本日この後事務局で検討いたしました概要をご説明をさせていただきますが、ただ今設置が承認をされました専門小委員会を来る今月12日の金曜日になりますけれども、午後3時から櫛引町町民会館で開催することでご案内をさせていただきますと考えておりますので、その場でいろいろとまたご指導賜りたいと考えております。

それから、4の議会議員、農業委員の定数等の取り扱いについてでございますけれども、このことにつきましても、先ほど設置が承認をされました議会議員定数等検討小委員会につきまして、来る12日午後1時半から櫛引町町民会館において開催のご案内をさせていただきますと考えているところでございます。また、農業委員の定数等につきましては、会長から今般6市町村の農業委員会会長あてに専門的な立場での検討をお願いいたしましたところでございます。これらの結果につきましては、いずれも会長に報告いただくことになっておりますので、その後の協議会に報告し、ご承認をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上ご説明と、なおつけ加えましてのご案内ということで恐縮でございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

○**宮塚陽一会長** これからの合併協議につきまして、基本的な方針というか、考え方について前回の協議会の審議経過を踏まえて事務局でまとめて提案をするということでございます。これは、格別この方針で議論を縛るということでは毛頭ありませんけれども、ただ前回の協議会で26回にわたる熱心なご討議をいただいたことに対しては、非常に有効な協議をいただいております、大変敬意を表しながら、これを尊重するという考え方で取りまとめたものと私も理解をし、それできょう提案させたものでございます。会議をこのような方針でこれからの協議に臨むことについて、どうぞご質問なりご意見なりご遠慮なくお出してください。何かありませんか、どうぞご遠慮なく。いろいろな機会にどんなご発言、ご意見いただいても構いませんので、大体こんなことで…。

どうぞ。

○**佐藤甚一郎委員** これからの協議ということでは、今文書化されたものが実に詳しく出ていますから、その内容のことについては申し上げるものではないんですが、ただこの協議の期間です。協議の期間というのは、私も一般的に考えますと、協議終了というのはいつなのか、これは県議会の議決までなのか、あるいは来年の3月31日までなのか、あるいは来年の10月1日までなのか、その辺のところはなかなか見えていないわけでありまして、一般的には3月31日ですか、これでほぼ協議というものは終了すると、こういうことに考えられるんだろうと思うんです。ただ、依然として10月1日まではあるわけですから、この協議会とそれから協議会の法的ないわゆる

る取り運びのことと、それから具体的な今度は協議として取りまとめるという、そういう法的な根拠を持たない、つまりは相談事といいますか、そうしたことも含めた場合に、これからの協議の行方というのはどう考えたらいいのか、この辺について検討された経過がありますれば、お話しいただきたいと思います。

○**富塚陽一会長** 事務局答えられますか、誰も決めてはいないんだよな。事務方の考え方があれば出してもいいんだけど、誰も決めていませんので。何か今の案件でこのほかにご意見ございませんでしょうか。

○**富塚陽一会長** なければ、僭越だけでも、私の個人的見解を言ってもうまくないですか、いいですか。それでは、ちょっとまだ協議していませんので、これから協議です。皆様方の問題提起の内容にもよりますし、協議会でこれからまた新たな課題が出てくるかもしれませんので、それは全くそれで別にご意見、提案されることに何ら制約はいたしませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいんですが、これ問題は合併について、一応合併するという意思決定までの手続をどういうタイミングで完了させるかということと、それに基づいて具体的な組織体制、いろんな施策の調整などについて、さらに住民とのかかわり合いでご迷惑をかけないように万全の措置を講ずるという調整協議の二つの側面は、一緒になくて別個でいいのではないかというふうに思っております。特に私は、事務方の立場を少しご理解いただきたいなという気持ちがあるものだから、しゃべってしまいますけども、実際に来年度に入るに際しまして、仮に合併の実行の期日をどうするか、これからご協議をいただくわけですが、いずれにしても組織体制をどういうふうにしていくのか、年度途中に移行する場合にも、そこで支障を来さないようにするにはどういう円滑な移行の仕方があるか、予算の執行、事業計画の処理についてもどういうふうに円滑にやったらいいのか、それとあと住民の直接窓口サービスについても、遺漏のないようにするにはどうするかということなどの準備作業が猛烈にかかるような気がいたします。

それですので、事柄を決めるのにはいろいろな考え方があると思いますが、私の気持ちとしては事務方の、事務方のというよりは、住民の皆さんに対する行政のいろんなサービスに混乱を来さないということを一義的に考えるならば、やはり年度当初に大体のところを事務方が大枠として決めて、大丈夫だと、このぐらいでいける。あと手続上はもちろん5か月かかる、3か月かかるというのがありますがけれども、基本的な腹構えは具体的に検討して、これなら大丈夫でないかというようなところは、私は決めてもらいたいというふうに思いますので、その作業はどのぐらいかかるかですけども、頑張ってくれると思いますが、やはり半月やそこらではとてもできないだろうというふうに思いますので、できれば来年早い時期に、これで決まったから、よし、やろうと事務方に具体的な作業にかからせようというぐらいのところまで運べたらどうだろうかと。

そして、事務方がいろいろ実際に組織体制、予算や事業計画の調整をするときに、

これは協議会の先生方と相談してご了承いただくことが重要だと思えることが出てくると思いますが、これからたくさん。その都度執行部だけで決めるのはいかがかということがたくさん出てくると思えるので、調整課題も残っていますし、ですから合併が仮に確定をした後でも、具体的に合併が実行されるまでの間に、いろいろご相談に乗ってご指導いただきたいと思えるし、その限りでは仮に合併の決議をし、所定の手続を開始したとしても協議会はずっと続けていただきたい。そこで随時ご相談に乗ってご指導いただきたい。その辺が今後の合併協議の最後のところに、ちょっと事務局もうまい文章で書いてくれますが、合併まで詰めるべき協議を進めるために協議会を随時開催するということを言っていますので、そこはひとつ法的な手続で合併を決めるためのタイミングと、それから実際に合併を実行するに際して、いろいろ協議会のご意見をいただく、その限りで協議会をいつまでとか、置くかどうかも含めたタイミングとはちょっと別に理解をしていただくと大変ありがたいと思えるので、その辺をめぐっていろいろご相談申し上げたいと思えるのですが、佐藤委員さん、どうでしょうか。よろしいでしょうか。大体そんなところですけども、何かありましたらどうぞ。

○**榎本政規委員** それじゃ、時期の問題といいますが、一つだけ再確認、先ほども運営小委員会で申し上げたんですけども。

これは、いつの時点で合併協定が結ばれて合併の議案が6市町村議会で決定するかわかりませんが、仮に決定した後にこの合併協の取り扱い、法律は17年3月31日までとされておりまして、17年3月31日をもって自動的に消滅あるいは解散するのか、あるいは先例をお聞きしますと、来年の10月1日に合併するとすれば、その前にこの協議会は議会にかけて解散をしなければならないというようなお話もお聞きしておりますので、その辺の法的な問題について、わかっている段階でご説明をいただければなと思える。

○**佐藤智志事務局次長** 先ほど協議会の規約で申し上げましたけれども、協議会の設置につきましては、地方自治法252条の2第1項ということで、これは市町村の協議によって議会の議決を経て協議機関を設置すると、機関を共同設置するという協議会でございますので、これは自治法上は格別法定の期限はないということでございますので、その限りでは引き続いて継続できるものというように考えます。ただ、ご指摘のとおり合併の特例に関する法律につきましては、本年度限りというふうなことでございますので、それはご指摘のとおりかと思えるけれども、その辺の兼ね合いは法的なところはこれから少し上部機関とも相談をしながら整理をさせていただきますけれども、先ほど会長からもお話ございましたとおり、合併協議会におきまして、なおいろいろとご指導、ご相談をさせていただきたい事項がある限りにおいては、引き続き協議会を開催させていただきたいと思っておりますし、今時点での決定では10月1日合併というふうになっているわけでありまして、決定と申しますか、前のと

ころでは合意が得られたわけでありませけれども、その前には解散という手続も出てこようかと思ひますけれども、それ以前におきましては、必要な協議をお願いをいたしてまいりたいというふうに思っておりますので、なお事務方において誤りのないように対処してまいりたいと思ひます。

○**富塚陽一会長** 根拠法令にかかわるいろいろな取り扱いについては、法令解釈があるかもしれませんが、これは我々が自主的につくって一向差し支えない、違法行為ではありませんので、実質的に本当に必要であればずっと続けることが私にはいいのではないかと思ひます。そのことも含めてこれから相談をして、今後の取り扱いについて皆さんともご協議申し上げたいと思ひますが、きょうのところは相談しておりませんので、私の個人的見解を申し上げさせていただいてご了承いただきたいと思ひます。何かこの際だから、ご意見ありましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** なければ、ちょっと事務局大変だと言ひ過ぎたかもしれませんが、でもやっぱり大変だと思ひますので、どうぞご理解をお願いいたします。

それでは、こんなところで方針、今後の協議については、ただ今事務局から提案されたような考え方を基本としながら進めさせていただくことにしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

コ 合併の基本4項目の取扱いについて

○**富塚陽一会長** 続いて、コ、合併の基本4項目の取扱いについて、どうぞ。

○**石塚治人事務局総務課長** 最後の37ページをお開き願ひます。

合併の基本4項目の取扱いについてということで記載のとおり提案をさせていただきます。

- 1、合併の方式、合併の方式は、新設合併とする。
 - 2、合併の期日、合併の期日は、平成17年10日1日とする。
 - 3、新市の名称、新市の名称は、鶴岡市とする。
 - 4、新市の事務所の位置、新市の事務所の位置は、鶴岡市馬場町9番25号（現在の鶴岡市役所の位置）とする。
- 以上でございます。

○**富塚陽一会長** 基本4項目について改めてご協議をお願い申し上げているわけですが、特に私も新市の名称につきましては、いろいろご批判、ご指摘もいただきまして、忘れられないことになってはいますが、前回の協議会では一応合意をいただいておりますので、そのまま出させていただきます。合併の期日についても、確かに私は6市町村だけでも相当な数だろう、ほかは2市町村、3市町村なんていうのは結構多いんですけど、いろいろ大変だと思ひますので、やはり事務方としての住民との関

係で5 か月はぜひということには変わらないと思いますので、まずそうすれば10月で
どうだろうかということでも重ねて提案させていただいているわけです。

何かご意見ございましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** いろいろ私も反省をしながら提案していますが、まずひとつここで
了承いただければありがたいんですけども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

それでは、4項目は合意をいただいたこととさせていただきます。

サ 新市建設計画について

シ 事務事業調整について

○**富塚陽一会長** 次に、新市の建設計画、それから事務事業の調整について、二つです
が、これは後で担当からも申し上げると思いますが、きょうここでご決定いただく
ということではありませんで、きょう現時点で新しい南庄内合併協議会としての建設計
画と事務事業の調整について、これまでの作業を踏まえてどういう取り扱いに事務局
では考えているかということの説明をさせていただいて、ご審議は専門小委員会にそ
れぞれお願いをするということで、きょうは事務局の作業についてご報告をお聞き取
りいただき、なお肝心のところございましたら、ご意見をいただければというふうで
ございますので、少しの間お聞き取りいただきたいと思います。

それでは、事務局。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 新市建設計画案についてご説明申し上げます。

資料につきましては、お手元の新市建設計画(案)、それと新旧対照表、それと建
設計画の主要事業について(案)というふうに記載されている、この三つの資料でご
ざいます。

まず、建設計画本文についてでございますけれども、先ほどご説明いたしました今
後の合併協議についてご確認くださいとおおり、新たな枠組みでの内容検討につい
て、部会、分科会で今までの合意された協議を踏まえ、検討いたしましたところ、7
市町村が6市町村に枠組みが新しくなっても、ご協議いただいた基本的な理念や方針
は変わらない状況にございましたことから、南庄内6団体の案を作成いたしました。

主な変更点は、一つ目としまして、本文中に「庄内南部地区」と入っておりますけ
れども、それについて「南庄内」と変更、構成団体数の表記につきまして、「7」か
ら「6」への変更、それから面積や統計などの数字データの変更、それから固有名詞
を表す箇所の削除、最後に構成団体が変わったことによる財政計画の変更でございま
す。

特に5ページのところをご覧いただきたいと思いますが、ここから新市の概況でございますけれども、次の6ページからこの内容について記載でございます。1の位置と地勢、2の気候は変わりございませんが、3の面積では17行目からの記載部分、南北の長さが2キロメートル小さくなりまして56キロメートル、総面積が33平方キロメートル少なくなりまして、1,311平方キロメートルとなります。この面積につきましては、庄内地方の面積2,403ほどございますけれども、約55%を占める面積ということでございます。

24行目の4の人口でございますけれども、14万7,546人、これも庄内全部で32万565人となっておりますけれども、約46%となるものでございます。

7ページの世帯についても昭和40年の世帯数が3万4,748、12年が4万4,382というふうに数値が変わっております。

8ページには、ご説明した数値データの指標として、山形県統計年鑑や国勢調査を掲載しておりますので、ご参考にさせていただきたいと存じます。

9ページからの主要指標の見通しでございます。内容は、10ページから12ページでございますけれども、総人口の見通しについて、平成27年度での推計値は13万4,324人としております。これにつきまして政策的に整備や誘致を進めるサイエンスパークですとか、工業団地など新規雇用や関連する雇用の波及効果を踏まえ、人口効果を4,500人と見込んでおります。それで、13万8,900人というふうに見通します。この数値につきましては、政策的新規雇用について7市町村から6市町村に変わるにより、工業団地の立地面積が12ヘクタールから10ヘクタールへ2ヘクタール減少することから、基礎となる新規雇用の創出が7団体の場合ですと2,600人ございましたけれども、2,500人と約100人減少し、この数値を基に関連の新規雇用者、関連家族等を計算し、4,500人の増となるものでございます。

以下この数値を基礎に年齢別人口、就業人口、産業人口、普通世帯数を前回と同様の方法で推計しております。

それから、ページを飛びまして、46ページ6行目をお願いいたします。これは、第5章、新市の施策のところでございますけれども、スポーツ、レクリエーションの振興を図るため、特色あるスポーツ施設を活用することとし、代表的な施設としまして、7団体の場合ですと「屋内多目的運動施設」という固有名詞を掲載しておりました。これにつきましては、愛称アスレなの花、テニスコート3面の広さを持ちます運動施設でございますけれども、このことでございますので、削除いたしております。

最後51ページから第8章の財政計画でございます。6市町村での財政計画上の数値は、52ページ、53ページにお示ししているところでございますけれども、作成に当たっての考え方、その概要についてご説明いたします。

54ページ、基本的な考え方、これについては変わっておりませんが、今回の財政計画作成に当たっては、第1点目としまして、構成団体数が増えることによりますその根拠数値を置き換えております。2点目としまして、平成15年度の各市町村

の決算がなされておりますので、前回根拠数値として平成15年度決算見込額を使用していたものを、15年度の決算額に置き換えて作成しております。第3点目としまして、平成17年度の地方財政計画の見通しが発表されましたことなどを受けまして、主に地方交付税、臨時財政対策債の見直しを行って作成しております。以上が今回新たに財政計画を作成するに当たりまして、7団体の計画との相違点の主なものでございます。

55ページ、の歳入・歳出の算出の考え方でございますけれども、1、歳入につきましては、の地方交付税につきまして、平成17年度の地方財政計画の見通し等を勘案し、所要の見直しを行っておりますことを記載いたしました。また、合併直後の臨時的経費として、例えば電算の統一に要する費用なども考えられますが、合併臨時措置分として16億7,000万、特別交付税措置分として7億3,000万を見込んでおります。

22行目、の国、県の支出金として国庫支出金ですけれども、これは人口規模により算出されますが、8億7,000万、県支出金として1団体5,000万の3億円をまちづくり交付金として計上しております。

26行目、の地方債につきましては、普通建設事業費の見直しによりまして、新市における建設計画期間中の普通建設事業に係る新規発行総額を7市町村では600億でございましたけれども、551億としております。そのうち合併市町村に対する財政支援の主要財源といたしまして合併特例債がございますが、標準事業費が7市町村では526億円、これが485億円に変わることにによりまして、普通建設事業費に係る合併特例債の発行額を約350億ほどと見込んでおります。また、臨時財政対策債の発行につきましては、7団体での計画では平成16年度と同額を10年間見込んでいたところですが、新しい財政計画では平成17年度は先ほど申しました地方財政計画の見通しによりまして、対前年度比20%減程度としまして、それからの平成18年度以降につきましては、対前年度比5%減程度として各年度に計上いたしておるところです。

次に、56ページ、2の歳出のところでございます。15行目、の普通建設事業費につきまして、前回は計画期間中の事業費規模を840億円としていたものを、合併支援措置や実績等を勘案いたしまして、平年基準事業費ベースを各年度70億円といたしまして、計画期間中の事業費規模を770億と計画し、合併特例債を十分活用することとしております。

それから、次の資料の建設計画の主要事業についてでございます。基本的な考え方としまして、1ページの中段にございますように、これまで協議を重ねてきた建設計画の基本方針ですとか、施策に基本的な変更を生ずるものでないことから、主要事業についても従前提案あった事業を継承することとし、6団体の主要事業を取りまとめしております。

2ページの3の事業費でございます。事業費として先ほど財政計画のところでもご説明いたしましたけれども、11年間の事業費枠を770億といたしまして、特定事

業及び個別事業の事業費枠を605億としております。特定事業につきましては、7市町村の場合ですと25事業あったところでしたけれども、今回22事業、208億円、個別事業は7市町村では434億円ございましたけれども、今回は397億円としております。

3ページ以降につきましては、新市主要事業一覧ということで、右肩に合併協議会資料1と記載しております。これにつきましては、新市建設計画案の新市の施策の章立てに沿って総括的な主な事業のくくり分類される具体的な事業を記載したもので、前回と同様でございます。

次に、3ページほどめくっていただきますと、合併協議会資料2というふうに右肩に記載しておる資料でございます。これにつきましては、前回と同様でございますけれども、特定事業として設定した22事業と個別市町村ごとに検討、提案あった事業内容及び現時点での概算事業費をまとめた集計表でございます。

引き続きまして、事務事業調整についてご説明いたします。これにつきましては、ちょっと厚い資料で恐縮でございますけれども、事務事業調整一覧表というものと事務事業調整新旧対照表という二つの資料でございます。この一覧表につきましては、合併の枠組みが変わりまして、基本的な調整方針としては、住民へのサービスが低下しないよう最善の配慮をしながら、急激な変化を招かないように努めるなど、また調整時期も相違点が大きなもの3年や5年などの経過措置を置くなどしながら、緩やかな調整となるよう配慮するなどの考え方で、今までの協議経過を踏まえまして、部会、分科会で6市町村の新しい枠組みでの検討を進め、まとめたものでございます。

こちらの対照表につきましては、事務事業調整に関しまして、構成団体が7団体から6団体に変わることにによりまして、調整一覧表の内容の変更が想定される事務事業についての対照表でございます。こちらに基づきましてご説明いたします。こちらの対照表では、左の欄から頁というふうにご覧いただけますけれども、これは一覧表のページでございます。それから、管理番号、事務事業名、旧の調整課題及び調整内容、次に南庄内合併協議会での調整課題及び調整内容案を記載しております。それから、上段の欄外に記載されておりますけれども、調整内容が変更となるもので、重要事務事業ということで皆様よりいろいろご協議いただいた事務事業については、太ゴシックで記載しております。それから、今後ご協議いただきます議会議員、農業委員会委員の定数、任期、それと消防などの一部事務組合などの取り扱いについては、そういった諸会議を踏まえて調整される項目ということで、網かけを施してございます。

こちらの中で、構成団体が6団体となったことによる調整内容の変更は11個ほどということで、大変少ない数となっておりますが、最初に重要事務事業の変更にかかわる事務事業についてでございますけれども、二つございまして、1ページ下段のところですが、土地資源開発事業、こちらにつきましては、開発公社の調整の関係でございますけれども、この内容につきまして基本方針の変更ではございませんで、記載のとおり団体数の変更についてでございます。

次に、3ページをお願いしたいと思います。3ページの中段に斎場使用料補助金交付事務についての調整案がございます。こちらについて酒田市の斎場の実績がございましたのは、三川町さんだけであったということでございましたので、新市においては補助金の交付事務は発生しないこととなるため、合併時に廃止するものがございます。

そのほか対照表の内容は省略させていただきますが、こちらの記載されております内容のほとんどは、調整課題、調整内容案に記載ある名称や団体数の数値などを6団体での表現に変更しております。それから、二つ目としまして、現時点で事務事業が目的を達したことなどから、廃止などされた事務事業を削除したこと、それから事務事業の調整をする上で同じ内容であったことから、同類の事務事業と統合することとしたこととございます。

以上でございますが、内容等につきましては、先ほどご説明いたしました建設計画同様に11月12日開催の専門小委員会でご協議いただきたいと存じます。

以上でございます。

○富塚陽一会長 建設計画と調整につきまして検討した結果についてのご報告を申し上げます。いずれきょうご出席の委員さんには、専門小委員会ですらに専門的なご検討をいただくことをお願いを申し上げますわけですが、なおここで何かやっぱりぜひという案件がありましたら、ご遠慮なくご発言ください。ご質問でも結構です。

○富塚陽一会長 なければ、これはきょうご報告申し上げたことでご了承いただいて、それぞれ日を改めて専門小委員会で詰めていただくように、各委員の皆様方に何とぞご指導を賜りますようお願いし、きょうはこの程度にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○富塚陽一会長 では、報告を申し上げますことにとどめさせていただきます。

4 その他

○富塚陽一会長 次に、事務局は何かありますか。

○佐藤智志事務局次長 先ほど来申し上げますけれども、専門小委員会、それから議会議員定数等検討小委員会の開催のご案内を閉会后にお配りさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○**宮塚陽一会長** ほかに委員さんからご発言、何でもこの際ですから、お気づきの点やら何やらございましたらどうぞご遠慮なく。

○**宮塚陽一会長** それでは、ないようでございますが、これから年末を控えて何かとご多忙な季節に入ります。これからもまたこういう機会をたびたび開催させていただきます。ご多忙のところ大変恐縮でありますけれども、何とぞよろしく願いを申し上げます。

なお、先ほど個人的見解として申し上げて、くどいわけでありますけれども、来年度予算の編成、来年度の組織体制を各市町村で検討するに際しましては、やはり来年度の合併を前提として相当膨大な作業と調整が必要と思いますので、なるべく所定の手続に至るまでのご協議につきましては、積極的にご協議をお願いするようにはいたしたいと存じますので、あしからずご了承いただいてご理解をいただきたいと思っております。できる限り年内に見通しが立てばいいなというふうに私は思っておりますけれども、引き続きのご協議はご協議としてずっと続けていただくとしても、安心してよし、これでやるというように事務局が本気で作業できるような体制づくりに一日も早く運ぶことができますように、ご理解、ご協力を賜りますよう、余分を申しましたけれども、お願い申し上げます、きょうの協議会は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

5 閉 会（午前11時24分）

○**芳賀 肇事務局長** それでは、これをもちまして第1回南庄内合併協議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。